



方 法 意 見 書

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成 28 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価の実施に当たっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価準備書の作成にあたり、以下の事項について対応が必要です。

1 事業内容に関する事項

- (1) 事業予定地周辺では、LEGOLAND JAPAN 等の供用開始や名古屋港港湾計画に基づく海域の航路・泊地浚渫が予定されていることから、事業計画の具体化に当たっては周辺の開発事業者及び関係機関等と綿密に協議、調整し、環境への影響の低減に努めること。
- (2) 岸壁構造について、「重力式」または「栈橋式」の 2 方式から今後決定するとされている。このため、いずれの方式を採用するか確定した段階において、計画を確定するに至った経緯、採用する方式に応じた環境への配慮事項等を環境影響評価図書に記載すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

(1) 全般的事項

環境影響評価準備書段階においても岸壁構造が特定されない場合は、両案について予測及び評価を行い、必要に応じ適切な措置を検討すること。

(2) 大気質、騒音、振動及び安全性に共通する事項

事業予定地周辺では、本事業に伴う自動車交通量に加えて、金城ふ頭地内の他の開発事業の関連車両の増加も想定されている。したがって、本事業の工事中及び供用時の自動車走行に伴う影響について、周辺の開発事業等による今後の交通量の変化を考慮し、予測・評価等を行うこと。

(3) 低周波音

環境影響評価方法書では、環境影響評価の項目として低周波音を選定せず、著しく低周波音を発生する建設機械は使用しないとしているが、施工方法や工事に使用する船舶が発生源となるおそれがある。このため、低周波音を環境影響評価の項目として選定しない場合は、周辺の土地利用等も含め、その根拠を明らかにすること。

(4) 水質・底質

ア 平成 26 年 12 月の名古屋港港湾計画一部変更において、事業予定地周辺の水深を現在の 10 メートルから 12 メートルに変更する計画となっていることから、流況の予測に際しては、当該計画に伴う海底地形の変化を考慮した予測条件を設定すること。

イ 工事に伴い発生する浮遊物質は粒径に応じて沈降速度に差があるため、予測に当たっては、土砂の性状に応じた沈降や拡散係数を考慮した適切な予測手法を用いること。

ウ 名古屋港では航路維持のため定常的に浚渫が行われており、本事業と同時期に事業予定地周辺で実施される可能性がある。そのため、当該浚渫による周辺海域の水象の変化を踏まえ予測・評価等を行うこと。

(5) 地形・地質

埋立てに伴う潮流変化によって、周辺海底の堆積・侵食が考えられるため、環境影響評価の項目として地形・地質を選定しない場合、その根拠を明らかにすること。

また、海底地形の変化は、水象や底生生物への影響を予測する上で基礎となるものであることから、環境影響評価の項目として選定しない場合であっても、現況及び将来の海底地形について明らかにすること。

(6) 植物、動物及び生態系

ア 埋立てによって流況が変化し、堆積・侵食により底質の変化が起きた場合、底生の植物、動物及び生態系に影響を及ぼすおそれがあることを考慮し、予測・評価等を行うこと。

イ 事業予定地の海域及び護岸は埋立てにより消失することから、現況調査結果を十分に精査し、必要に応じ影響の回避・低減に努めるとともに、それが困難な場合は代償措置を検討すること。

3 その他

(1) 今後の環境影響評価図書の作成に当たっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。

(2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。